

嘉麻市デジタル推進協議会条例

(設置)

第 1 条 嘉麻市におけるデジタル化の推進、施策等の調査審議をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市デジタル推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 嘉麻市デジタル推進計画に関する事項
- (2) その他デジタル化の推進等に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1 人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 9 人以内
- (3) 市民からの公募による者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(嘉麻市地域情報化推進協議会条例の廃止)
- 2 嘉麻市地域情報化推進協議会条例（平成 27 年嘉麻市条例第 4 号）は、
廃止する。